第二条のうち、地方税法第百四十五条の改正規定中「第八十条第一号イ」を「第百四十七条第一号イ」に、「第七十八条第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、同法第百五十一条の二の改正規定中「「条例の」を「条例で」に」を削り、同法第四百四十二条第四号の改正規定中「「のうち」を「のうち」」を「「のうち二輪自動車」を「のうち、二輪のもの」に改め、同条に二号を加える改正規定中「第八十条第一号イ」を「第百四十七条第一号イ」に、「第七十八条第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、同法第四百四十四条第三項の改正規定中「軽自動車等の」を「」を「掲げる軽自動車等の」を「掲げる」に改め、同法第七百二十四条第三項の次に一項を加える改正規定中「相当する額に」を「相当する額（第七十二条の二十四の七第七項の規定により同条第一項から第三項までに規定する標準税率（以下この項において「標準税率」という。）を超える税率で事業税を課する場合には、都に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額から当該額に都が標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を控除した額）に第七十二条の七十六に規定する」に改め、同法附則第十二条の三第一項の改正規定中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。次項第一号」に、「定めるものをいう。以下この条」を「定めるものをいう。同項第二号」に、「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に、「第三項第三号」を「次項第三号」に改め、「一般乗合用バス」に」の下に「、平成三十一年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に」を加え、同項第一号の改正規定中「初回新規登録」に」の下に「「もの」を「もの　初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に」を加え、同項第二号の改正規定中「初回新規登録」に」の下に「「もの」を「もの初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に」を加え、同条第二項の改正規定を削り、同条第三項から第五項までを削る改正規定中「同条第三項から第五項まで」を「同条第二項及び第三項」に改め、同法附則第三十条第一項の改正規定中「電気」を「平成十八年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた」を削り、「電気」に、「第三項第一号」を「次項第一号」に、「初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による」を「最初の第四百四十四条第三項に規定する」に改め、「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り」を「平成三十一年度分」を「当該軽自動車が最初の第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め」に改め、同条第二項を改め、同条第三項から第六項までを削る改正規定を次のように改める。

附則第三十条第二項から第四項までを削る。

附則第一条第五号の三中「及び第三十七条の三第一項」を「、第三十七条の三第一項、第四十七条の二及び第四十七条の四」に改め、同条第五号の四中「第四十八条まで」を「第四十七条まで、第四十八条」に改め、同条第五号の五中「及び第三十八条」を「、第三十八条、第四十七条の三及び第四十七条の五」に改め、同条第十五号中「附則第六条第六項」を「附則第六条第五項」に改める。

附則第六条第一項を削り、同条第二項中「第四項まで」を「第三項まで」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第十四条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する平成三十一年度分の自動車税の種別割に係る三十一年新法第百七十七条の十第四項の規定の適用については、同項ただし書中「、この項」とあるのは「この項」と、「とき」とあるのは「とき、又は変更前の所有者が地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「平成二十八年改正前の地方税法」という。）第百四十六条その他の法令の規定に基づき当該自動車に対して平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されないとき」とする。

附則第三十五条のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第二項の改正規定中「に同条第四項に規定する」を「（同法第七十二条の二十四の七第七項の規定により同条第一項から第三項までに規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に同法第七百三十四条第四項に規定する政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を控除した額）に同項に規定する」に改める。

附則第三十六条第二項中「収入額に」を「収入額（」に、「含む。）に」を「含む。）（」と、「収入額に」とあるのは「収入額（平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までに納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。）に」に改める。

附則第三十七条の二のうち地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第三項の表道府県の項の改正規定中「第十六号」を「第十七号」に改める。

附則第三十七条の三第一項中「次項において「新地方交付税法」という。）」を削り、同条第二項中「、新地方交付税法」を「、地方交付税法」に、「新地方交付税法第十四条」を「同法第十四条」に改める。

附則第三十八条第三項の表第一項の項中「附則第六条第三項」を「附則第六条第二項」に改め、同条第四項の表第一項の項及び同条第五項の表第一項の項中「附則第六条第四項」を「附則第六条第三項」に改める。

附則第四十六条の次に次の一条を加える。

（自動車重量譲与税法の一部改正）

第四十六条の二　自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「第百四十五条第一項又は第三項」を「第百四十六条第一項若しくは第三項又は第百四十七条第一項若しくは第二項」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第百六十二条」を「第百七十七条の十七」に改める。

附則第四十七条の次に次の見出し、二条、見出し及び二条を加える。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四十七条の二　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「自動車取得税交付金」及び「軽油引取税交付金」を「環境性能割交付金」に改め、同条第二項中

「十四　軽油引取税交付金	を	「十五　環境性能割交付金

前年度の軽油引取税交付金の交付額	に	当該年度の環境性能割交付金の交付見込額として総務大臣が定める額

に、「十四の二」を「十五の二」に改める。

第四十七条の三　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「十二」を「十一」に、「十二の二」を「十一の二」に、「当該年度の環境性能割交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」を「前年度の環境性能割交付金の交付額」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十七条の四　第四十七条の二の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第八条の規定は、平成三十一年度分の地方交付税に係る地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。